

## 軽自動車税(種別割)の減免となる身体障がい者等の範囲

### 障がい者本人が運転する場合

障がいの区分		障がいの級別	戦傷病者手帳
視覚障がい		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能障がい		3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から6級まで	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
体幹不自由		1級から3級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障がいがある場合に限る。)	
	移動機能	1級から6級まで	
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
肝臓機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級まで	
知的障がい者		療育手帳の障がいの程度が「A」(重度の障がい)と表示されている方	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級の方	

### 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合

障がいの区分		障がいの級別	戦傷病者手帳
視覚障がい		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から3級まで	
体幹不自由			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障がいがある場合に限る。)	
	移動機能	1級から3級まで(両下肢に障がいがあるものに限る。)	
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
肝臓機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級まで	
知的障がい者		療育手帳の障がいの程度が「A」(重度の障がい)と表示されている方	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級の方	

※ 身体障がい者の方で二つ以上の障がい重複する場合は、身体障害者手帳の「身体障害者等級による級別」欄の等級により判定します。